

「商店街テナントリーシングに係るアドバイザー業務及びテナント誘致業務委託」 公募型プロポーザル実施説明書

1 業務委託名

「商店街テナントリーシングに係るアドバイザー業務及びテナント誘致業務委託」

2 業務内容

小倉地区の大規模な空き店舗を資産として活用し、地域全体の集客力を高めることができるような大規模テナントの選定、誘致に向けた業務。

業務実施にあたっては、商店街テナントリーシング実行委員会と連携し、必要に応じた会議等へ出席すること。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 事業にかかる予算上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）

5 事前説明会

開催しません。仕様書をもって説明会に代えます。

仕様書に疑義、不明な点がある場合は、メールもしくは電話にて担当者に説明を求めてください。（6も参照のこと）

6 質問の受付

提出期限：令和6年6月28日（金）17:00まで

提出方法：様式1「質問票」に記載の上、電子メールで質問票を送信してください。

提出先：商店街テナントリーシング実行委員会 事務局

メールアドレス：san-service@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、商店街テナントリーシング実行委員会事務局まで電話連絡をお願いします。

（TEL：093-582-2050）

※回答は、質問票の提出から3営業日中に行う予定です。

7 参加の申出

提出期限：令和6年6月20日（木）17:00まで

提出方法：様式2「参加申出書」に記載の上、電子メールで質問票を送信してください。

提出先：商店街テナントリーシング実行委員会 事務局

メールアドレス：san-service@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、商店街テナントリーシング実行委員会事務局まで電話連絡をお願いします。

（TEL：093-582-2050）

※参加の申し出後に辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出してください。

【参加資格】

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定にいずれも該当しないものであること。（地方自治体の一般競争入札参加者の資格）
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格者名簿に記載されていること、もしくは登録申請中であること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 受託候補者に選定された場合、契約期間内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

【参加資格の喪失】

提案者が受託候補者特定の日までに、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

- (1) 本書に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した時
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

7 実施スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) ホームページでの公募開始 | 令和 6 年 6 月 13 日（木） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和 6 年 6 月 20 日（木） 17：00 |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和 6 年 6 月 28 日（金） 17：00 |
| (4) 提案書・見積書等提出期限 | 令和 6 年 7 月 4 日（木） |
| (5) 書類審査・ヒアリング | 令和 6 年 7 月 5 日（金） |
| (6) 受託業者決定 | 令和 6 年 7 月 5 日（金） |

※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

8 企画提案書の提出期限

提出期限：令和 6 年 7 月 4 日（木） 17：00 まで

提出書類：様式 3 「企画提案書」を表紙とした企画提案書（様式任意）

「評価基準」を参考に、本業務に関する考え方、実施体制、業務内容、関連業務の実績などを記載

様式 4 「会社（法人）概要書」

見積書（様式任意）

提出先：商店街テナントリーシング実行委員会 事務局

メールアドレス： san-service@city.kitakyushu.lg.jp

留意事項：提出書類は返却しません。

期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなします。

9 審査方法

提出された企画提案書に基づき、商店街テナントリーシング実行委員会による書類審査もしくはヒアリングを実施します

日 時：令和6年7月5日（金）の予定

審査委員：商店街テナントリーシング実行委員会 役員

10 評価項目、評価基準及び配点等評価方法に関する事項

別紙のとおり

11 審査結果の通知および公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

実行委員会が受託候補者を特定後、速やかに提案者全員に次の事項を通知します。

- ①受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- ②当該提案者の順位及び点数
- ③受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

(2) 審査結果の公表

審査委員会（実行委員会）が受託候補者を特定後に、速やかに魚町商店街振興組合ホームページに次の事項を公表します。

- ①受託候補者の商号又は名称
- ②提案者数
- ③提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- ④審査委員会（実行委員会）の委員の氏名及び職名
- ⑤審査委員会（実行委員会）における主な意見
- ⑥主な特定理由

12 提案書等に関する費用負担

実行委員会では、プロポーザル参加者の提案書作成・提出等に関する費用については負担しません。ご了承ください。

13 その他

受託候補者の決定後、仕様書を企画提案に合わせる必要がある場合や、仕様書の一部を変更する必要がある場合は、実行委員会と受託候補者で協議して対応することとします。

14 問い合わせ先

商店街テナントリーシング実行委員会 事務局

所在地：北九州市小倉北区内1-1

北九州市役所庁舎7階 産業経済局サービス産業政策課

電話：093-582-2050

メールアドレス：san-service@city.kitakyushu.lg.jp